

小郡市人権センター通信

Vol.26
H28.10.1

人権センター公開講座・七夕人権考座合同開催のご案内

「子どもの貧困問題と居場所」 ～社会全体で子どもを育てる～

【講師】 あお と やすし 青砥 恭 さん NPO法人さいたまユースサポートネット代表

【プロフィール】

- 元埼玉県立高校教諭、明治大学で講師（専門は教育学、教育社会学、教育法学）。
- 2011年、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットを設立。さいたま市内で、学生を中心に、居場所のない子どもたちや若者のコミュニティづくりを展開。
- 2012年度からは、さいたま市の委託事業「生活保護（現・生活困窮者）世帯学習支援事業」、2013年の夏以降、さいたま市の委託事業「さいたま市若者自立支援ルーム」、厚生労働省の委託事業「地域若者サポートステーションさいたま」を運営する団体の代表。
- 著書に『ドキュメント高校中退』『若者の貧困・居場所・セカンドチャンス』など。



■日時：平成28年10月14日（金）19:30～21:00

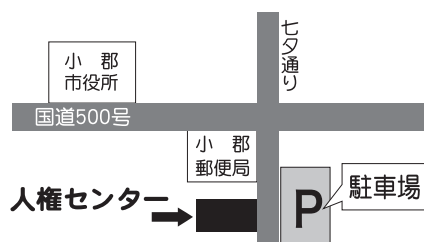
■会場：小郡市人権教育啓発センター（大集会室）

手話通訳あり
入場無料

現在、「6人に1人の子どもが貧困である」と言われ、人権問題・社会問題として関心が集まっています。「子どもの貧困」とは、いったいどのようなことなのでしょうか？

今回の公開講座では、さいたま市内で、学生を中心に居場所のない子どもたちや若者のコミュニティづくりを展開している「青砥恭さん」を講師にお招きします。子ども、若者の貧困・教育問題に実践的に取り組まれている青砥さんに、その実態や課題をうかがいます。子どもの貧困は経済的な問題だけをさしているのではなく、学力の低下・食生活・健康など様々な問題も含んでいます。また、いじめや不登校という問題とも無関係ではありません。

まずは、今の子どもたちがおかれている現状を知り、人権課題としてとらえ、子どもたちの明るい未来を保障する為にも地域社会の中で私たちは何をすべきか、考えてみたいと思います。皆様のご参加をお待ちしています。



小郡市人権教育啓発センター

(所在地) 〒838-0141 小郡市小郡296
(電話&FAX) 0942-80-1080 (直通)
(Eメール) dotai@city.ogori.lg.jp
(ホームページ) <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>
[ホーム>観る・学ぶ・人権>人権教育啓発センター]



日本に貧困の子どもっているの？

自分の周りにはそんな子はいないけど…

だいたい「貧困」ってどういう状態のことなの？

最近「子どもの貧困」という言葉をよく聞くようになりました。皆さんも「子どもの貧困ってどういうこと？」と思われるかもしれません。

現在、日本では6人に1人の子どもが貧困である、とされています。人権問題・社会問題として関心が集まっていますが、「子どもの貧困」とは、いったいどのようなことなのでしょう？

子どもの貧困ってどういうこと？

「子どもの貧困」については明確には定義をされているわけではなく、一般的には「相対的貧困」という言葉や「子どもの貧困率」という数値で表されます。

例えば、毎日の食べ物に困るような生活を「絶対的貧困」とするならば、その国の平均的な世帯所得の半分以下の状態を「相対的貧困」*とといいます。そして、2012年の子どもの相対的貧困率（17歳以下の子どもを含む世帯）は16.3%となっています。（2014年厚生労働省「国民生活基礎調査」より）これは、およそ6人に1人の子どもたちが貧困状態であるということになります。

*OECD等で世帯の所得からみる経済格差に基づく貧困のこと。OECD等では各国の等価可処分所得（再分配後の世帯可処分所得を世帯人数で調整した所得）の中央値の50%以下で暮らすこととされ、主に先進諸国における経済格差に基づく貧困のこと。日本では4人世帯で122万円(2012年データ)に満たない世帯が貧困とされる。

経済的に余裕がなく、進学や職業選択の自由を制約される状態

相対的貧困

絶対的貧困

生きるのに必要な最低限の衣食住を満たせない状態

このような「絶対的貧困」を含む「相対的貧困」の状態の子どもたちが「貧困」と言われる子どもたちです。しかし、「貧困率」を計算する際の所得は率を算出する目安であり、地域差もあるので、その数値に該当するから貧困である、というわけではありません。

しかし、貧困状態である、ということが見た目には分からないことも多く、まわりがあまり認識できないことが問題なのです。



では、貧困はどんな影響をもたらすのでしょうか？



● 学力

経済的に本を買うことができない、家庭で勉強する環境を整えられない、学校の授業についていけない、塾に通えない・・・など学力に差が出てきます。

● 学校では（いじめなど）

親の不規則な仕事などのために、朝起きることができずに、学校を休みがちになってしまう場合もあります。また、経済的な理由で修学旅行に行けなかったり、部活に入れなかったりして友達との関係を上手く築くことができず、学校で孤立してしまい、結果としていじめにつながることもあります。

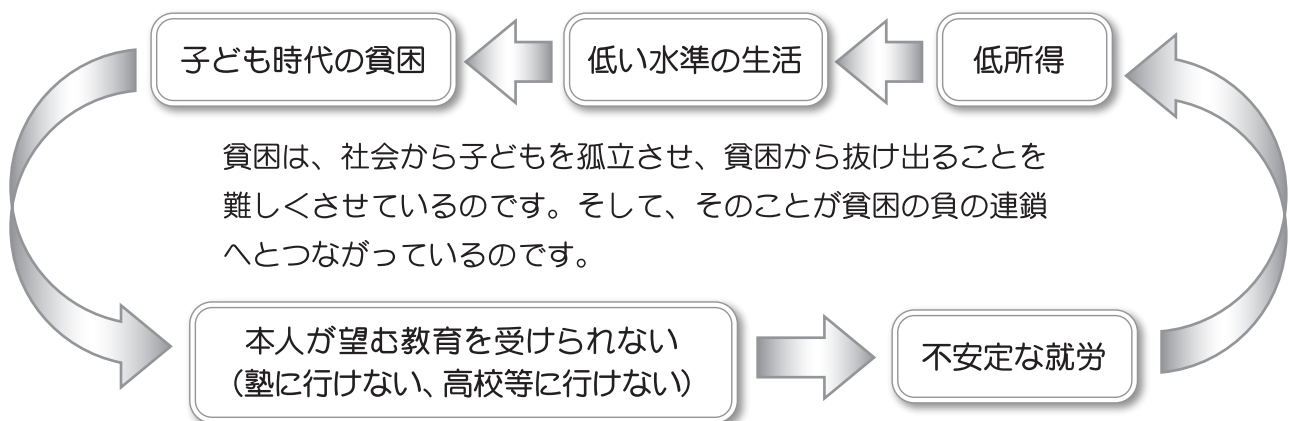
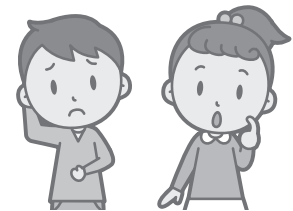
● 健康

子どもの成長（身体的・精神的）にとって健康的な生活は大切なものです。しかし、親の不安定な就労などのために、不規則な生活（食事の習慣、栄養のバランスなど）になることがあります。また、社会保険に加入できず、病気になっても病院に行けないということもあります

● 貧困の連鎖

現在の社会では、経済的な理由で高校進学ができなかったり、高校を中退したりなど、様々な理由で十分な教育を受ける事が出来なかった子どもたちにとっては、社会に出て、安定した職業に就くことが困難な状況となっています。その結果、不安定な雇用状態で就労することになり、経済的にも精神的にも厳しい状態におちいりがちです。

それが世代を超えた貧困の連鎖を招くことにつながっています。



● 社会から孤立していく子どもたち・・・

また、家族のふれあいや地域での関わりが少なかった子どもたちは、他者とのコミュニケーションをうまくとれないこともあり、同じような境遇の子どもや若者たちから形成されるコミュニティの中に入っていき場合が多く、社会から切り離されていってしまいます。

このように相対的貧困とは、その家庭の問題にとどまるものではなく、社会のあり方（教育、雇用、福祉等）と深く関係しているのです。

「子どもの貧困」は社会全体の問題です。

● 子どもの貧困対策に関する国の動きは・・・

国も、子どもの貧困問題解決は、未来の日本を支える重要な取組であると認識し（子どもの貧困対策に関する検討会より抜粋）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

2013年6月26日公布 2014年1月17日施行

基本理念・目的は、

- ・ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないように
- ・ 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する
 - ・ 教育の機会均等を図る
 - ・ 子どもの貧困対策を総合的に推進する

国・自治体 ← 家庭 → 学校・地域など

これは、国や地方自治体（行政）と学校・地域といった社会全体が共に子どもを育てていくことを示したものです。子どもたちには、安心できる居場所、人と人とのつながり、そして国や自治体の支援が必要なのではないでしょうか？



すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現に向けて・・・



小郡市では毎年12月に人権週間記念講演会を開催しています
今年は12月10日（土）に文化会館にて開催します